「千葉市暴力団排除条例の一部改正(案)」の概要

1 改正の背景・目的

本市では、千葉市暴力団排除条例により、暴力団排除特別強化地域(富士見1丁目・2丁目及び栄町)における風俗営業等の特定接客業者が暴力団員に利益供与すること等を禁止し、罰則規定を定めていますが、近年、暴力団員が用心棒を務める見返りとして富士見2丁目の特定接客業者が金銭を支払ったとして同条例違反で書類送検される事件が発生するなど、未だに特定接客業者が暴力団へみかじめ料や用心棒料を支払っている実態があります。また、全国の事例では、現在の本市の条例では特定接客業者に含まれない一般飲食店や風俗案内所がみかじめ料を支払った事件や、客引きと住民にトラブルが生じた際に、用心棒である暴力団員が暴行を加えるなどの事件が発生しています。

そこで、住民及び来訪者にとって、より一層安全で安心なまちづくりを推進するため、特定接 客営業に一般の飲食店、風俗案内所及び客引き・スカウトを追加するものです。

また、現在、暴力団の資金獲得活動が潜在化し、捜査機関においてその情報の収集が困難になりつつあります。そのような中、暴力団排除のために重要となるのが、既に暴力団とつながりのある者からの情報提供となりますが、現在の条例では、みかじめ料などの支払いの事実があった場合は事業者自身も罰則の対象となります。

そこで、暴力団とつながりのある特定接客業者からの情報提供を促すため、特定接客営業者が 自首した場合は刑を軽減または免除できる規定を追加するものです。

2 改正内容

(1) 特定接客業者の業種拡大

改正前 改正後 ア 風俗営業 風俗営業 イ 性風俗関連特殊営業 性風俗関連特殊営業 イ ウ 特定遊興飲食店営業 ウ 特定遊興飲食店営業 工 接客業務受託営業 工 接客業務受託営業 オ 深夜営業の酒類提供飲食店営業 才 飲食店営業 カ 風俗案内営業 キ 客引き営業 ク スカウト営業

- ※ ア〜エは変更ありません。また、左表の「オ 深夜営業の酒類提供飲食店営業」は、右 表「オ 飲食店営業」に含まれます。
- (2) 特定接客業者が自首した場合の刑の減免規定の追加

禁止行為(※)に違反した特定接客業者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されますが、特定接客業者が自首した場合は、刑の減軽又は刑の免除ができるようになります。 (禁止行為に違反した暴力団員は減免されません。)

- ※ 暴力団排除特別強化地域における特定接客業者が、相手方が暴力団員であることを認識して、次の いずれかに該当する行為を禁止しています。
 - ア 暴力団員を客に接する業務に従事させること
 - イ 暴力団員から営業所における用心棒の役務の提供を受けること
 - ウ 暴力団員に用心棒の役務の提供を受けることの対償として又は営業を営むことを容認する対償 として利益供与をすること